

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和5年12月11日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時10分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

森 戸 雅 孝 大 浦 兼 政 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 針 谷 育 造

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

内 海 まさかず 青 木 一 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 針 谷 正 夫

広 瀬 義 明 大阿久 岩 人 小 堀 良 江

白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩

課長補佐 佐 藤 優 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	瀬 下 昌	宏
地 域 振 興 部 長	石 川 交	子
消 防 長	上 岡 健	司
総 合 政 策 課 長	押 山 好	孝
秘 書 課 長	五 十 畑	肇
広 報 課 長	渡 邊 浩	志
総 務 人 事 課 長	奈 良 部 和	紀
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
契 約 検 査 課 長	高 橋 宏	樹
管 財 課 長	清 水 孝	之
財 政 課 長	熊 倉 宜	和
地 域 振 興 部 副 部 長 兼 地 域 政 策 課 長	高 野 義	宏
大 平 地 域 づ くり 推 進 課 長	小 島	清
藤 岡 地 域 づ くり 推 進 課 長	田 中 正	和
都 賀 地 域 づ くり 推 進 課 長	島 田 和	行
西 方 地 域 づ くり 推 進 課 長	中 田 治	彦
岩 舟 地 域 づ くり 推 進 課 長	堀 江 克	実
ス ポ ー ツ 課 長	小 林 博	己
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	海 老 沼 博	行
消 防 総 務 課 長	小 川 信	幸
予 防 課 長	田 村 秀	彦
通 信 指 令 課 長	本 名 義	人
消 防 第 1 課 長	中 山 全	良
消 防 第 2 課 長	荒 井	進
議 事 課 長	森 下 義	浩

令和5年第5回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和5年12月11日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第 95号 栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第 96号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第 97号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第 98号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第103号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第104号 栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第7 議案第105号 財産の貸付けについて
- 日程第8 議案第108号 指定管理者の指定について(栃木市栃木第六地区コミュニティセンター)
- 日程第9 議案第 89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算(第6号)(所管関係部分)

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第95号 栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） おはようございます。総合政策課長の押山でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第95号 栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は6ページから7ページ、議案説明書は6ページから9ページでございます。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の6ページを御覧いただければと思います。初めに、提案理由でございますが、本市には市内各地に桜の名所がございまして、開花時期には多くの皆様に見事な景観を楽しんでいただいておりますが、老木化やクビアカツヤカミキリによる食害が報告されている現状がありまして、将来的に本市の特色でもあります桜の景観が維持できない事態が想定されることから、本年度、桜の保全や管理等を実施していくための財源を確保するために、ふるさと納税の寄附の使い道コースとして、栃木の桜守り人事業を新設したところでございます。今後、このふるさと納税としてご寄附いただいた財源につきましては、桜の保全や管理等の事業の財源として活用するとともに、当該年度に発生した残金につきましては基金に積み立てることとなります。これまで西方地域の金崎の桜の保全のために設置されておりました栃木市西方さくら

基金が残金がゼロとなり、基金の廃止を検討していたところでありますが、本基金を全市的な桜の保全事業のために活用できる基金とし、あわせて繰替運用を可能とする基金とするために所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市西方さくら基金条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、8ページ、9ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。まず、条例のタイトルでございますが、「西方」を削除いたしまして、栃木市さくら基金条例に、同様に、第1条の栃木市西方さくら基金を栃木市さくら基金に改正するものでございます。

次に、第2条の積立てに係る規定につきまして、ふるさと納税寄附金を充てることから、「毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める」を「指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てる」に改正するものでございます。

また、第5条といたしまして、これまで規定がございませんでした繰替運用に係る規定、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」を新たに加えるものでございます。新たに条文を加えることに伴いまして、第5条を第6条に、第6条を第7条に改正するものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げます。議案書の6ページを御覧いただければと思います。こちらは制定文となりまして、栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

次に、7ページを御覧いただければと思います。こちらは改正文となりますが、内容につきましては、先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、附則でございますが、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） 名目が、改正前は栃木市西方さくら基金条例と書いてありましたけれども、今回の命名が栃木市さくら基金ということでありまして、さくら基金に西方だけを温存するだけではなくて、栃木市全体の桜を守るという考えでよろしいのでしょうか。確認させていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） この西方という文言を削除することによりまして、市内全域の桜の維持、保全のものに活用させていただき基金とさせていただきたいというものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ご説明ありがとうございました。

今回、西方さくら基金が残高がもうゼロだよということだという内容で理解したのですが、逆に栃木市でさくら基金ですか、何か所ぐらいあるのですか。何か所というか、まちも含めて。さくら基金。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） さくら基金というものは特になかったです。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） なくて、今度、西方も含めて栃木市全域の桜を守るということで、新たにくるという解釈なのですね。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちょっと今、基金残高というのは分かりますか。ない状態なのですか。それとも、これからということなのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 西方さくら基金につきましては残高はゼロということでございます。

今後、この西方と栃木市全体を想定しています、さくら基金につきましては、今のところゼロになります。今後、ふるさと納税の桜守り人事業で、ご寄附いただいた金額の当該年度等で活用できなかった部分の残金につきましては、その基金に一旦積み立てるといような形で考えております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、繰替運用というのは、これは年度を越えて運用できないというルールがあるのです。今、上程されて、12月ではないですか。そうすると、今期中というのは、あと3か月しかないわけで、来年度から施行するという意味合いでよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） この繰替運用につきましては、今年度は現実的にはちょっとできないものだというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 日程第2、議案第96号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 総務人事課主幹の飯塚と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ご上程いただきました議案第96号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は8ページ、9ページ、議案説明書は10ページから13ページでございます。まず、議案説明書により説明を申し上げますので、議案説明書の10ページを御覧ください。提案理由であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要でありますけれども、第1条関係は、期末手当について、本年12月期の支給割合を100分の10、引き上げるものであります。第2条関係につきましては、期末手当について、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきますので、12ページ、13ページを御覧ください。まず、改正条例1条の関係でございます。本年12月期の期末手当の支給割合を100分の165から、改正案のとおり100分の175とし、100分の10引き上げるものであります。

次の改正条例の関係につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

次に、議案書により説明を申し上げます。議案書の8ページを御覧ください。まず、こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては、ただいま新旧対照表により説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をいたします。附則の第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行いたしたいというものでございます。

次の第2項につきましては、第1条の規定は、令和5年12月1日から適用するというものでございます。

次に、第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は内払いとみなすということでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明ありがとうございます。

この人事院勧告については、コロナ、約3年半ぐらい続いて、日本の経済状況はあまりよくなかったということで、今年度の民間企業の賃上げなんか見ると、軒並み三十何年ぶりに上がっているのです。5月に5類に移行されまして、少しずつ経済も持ち直しているような傾向にはございますけれども、ガソリン代を含め光熱水費なんかも上がっているのと、生活に密着した食料品関係なんかも3万2,000件ぐらい、軒並み上がってしまっていて、これは本当に生活者にとって大変打撃があるのかなというふうに思います。この第96号については、市議会議員のということなのですが、市議会議員も、裏を返せば特別職公務員なのですが、やっぱり一市民で一生活者なわけですから。そうした今回の判断、国の判断は適切だったのかなと私は思います。であるからして、この議案については賛成したいなというふうに思います。意見です。

○委員長（小久保かおる君） そういう意見で。

では、先ほど討論省略の声がありましたので、ご異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に移ります。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第97号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） それでは、ご説明いたします。

ただいまご上程いただきました議案第97号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は10ページから19ページまで、議案説明書は14ページから35ページまでとなります。まず、議案説明書により説明を申し上げますので、議案説明書の14ページを御覧ください。まず、提案理由でありますけれども、こちらも人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でありますけれども、第1条関係は、国家公務員の給与改定に準じ、期末手当、勤勉手当及び給料月額の上上げなど、所要の改定を行うものでございます。

第2条関係は、期末手当及び勤勉手当について、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、16ページ、17ページをお開きください。詳細につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、改正条例、第1条関係でございます。期末手当に関する第17条第2項及び第3項では、期末手当の12月期の分の支給割合を改めるものであります。定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、本年12月の支給割合を100分の5引き上げ、100分の120から100分の125に、課長級以上であります特定幹部職員にあっては100分の100から100分の105に改めるものであります。また、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の2.5引き上げ、100分の67.5から100分の70に、課長級以上であります特定幹部職員にあっては、100分の57.5から100分の60に改

めるものであります。

次に、期末手当に関する第17条の4第2項では、期末手当の12月期の分の支給割合を改めるものであります。失礼しました。勤勉手当の支給割合を改めるものであります。失礼しました。定年前再任用短時間職員以外の職員にあっては、本年12月の支給割合を100分の5引き上げ、100分の100から100分の105に、課長級以上であります特定幹部職員にあっては、100分の57.5から100分の60に改めるものであります。また、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の2.5引き上げ、100分の47.5から100分の50に、課長級以上であります特定幹部職員にあっては、100分の120から100分の125に改めるものであります。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。このページから25ページまでが別表第1、行政職給料表の改正であります。初任給を大卒で1万1,000円程度、高卒で1万2,000円程度引き上げるなど、若年層に重点を置いた引上げの改定を行うものであります。

続いて、26ページ、27ページを御覧ください。このページから33ページまでが、別表第2の消防職員の給料表でございます。こちら行政職給料表と均衡を基本として改定を行うものであります。

続きまして、34ページ、35ページを御覧ください。このページから改正条例の第2条関係になります。期末手当に関する第17条第2項及び第3項では、令和6年度以降の6月期、12月期の期末手当の支給割合を均等にするものでございます。次の勤勉手当に関する第17条の4第2項につきましても、令和6年度以降の6月期、12月期の勤勉手当の支給割合を均等にするものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の10ページを御覧ください。こちらは制定文でございます。説明を省略させていただきます。

次の11ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をいたします。19ページを御覧ください。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行いたしたいというものでございます。

第2項につきましては、第1条の規定の改正後、給与条例は令和5年4月1日に遡って適用すること。改正された期末手当及び勤勉手当につきましては、令和5年12月1日に適用するというところでございます。

第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づく支給された給与は、内払いとみなすものでございます。

説明については以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。

この条文だけで、法律用語でこれだけ読んでいても、なかなかイメージがつかないのですけれども、例えば例を挙げて、こういうケースやって、この金額になるとか、そういう例を挙げて、もうちょっと砕けて説明いただけないのかなと。法律条文だけを読んでいても、あまりイメージがつかめないのであるけれども、その辺のところ、ちょっと例を挙げて、こういうケースだったらこうなりますよとか、そういった具体的に砕けてちょっと説明いただければと思うのですけれども、お願いします。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 例を挙げるといいますと、額でいいますと、今回の給料表につきましては、新旧対照表より1の1がという形が、18ページ、19ページですと、18ページの1の1というのが15万円100円という形が、19ページの1の1、16万2,100円、この差額が1万2,000円という形になりまして、このような形で、大体若年層を中心に上がっていくような形でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、今のこの100分の120を125に改定するというので、この表でいったら今の金額。これ35ページのほうになったら、今度は期末手当として100分の125を122.5に改正する。これ引き下げるの。これは勤勉手当。これは違うのか。勤勉手当のほう。分かりました。すみません。何か期末手当と書いてあったものですから、これがこっちで引き上げて、またこっちで引き下げているのか、ちょっと理解できなかったものですから、すみません。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） ご説明がちょっと物足りなくて。先ほど説明したのはあくまで給料でございます。勤勉手当、期末手当につきましても、額を100分の10、0.1%上げるという、0.1月分上げるという形で上げるのですが、それが勤勉手当と期末手当それぞれ上げて、今年度については、6月期は、もうお支払いしていますので、12月期、1回だけで1年分を上げていくという形。ただ、第2条につきましては、それを来年度はまた6月期と12月期に分けてお支払いするようなイメージでございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第98号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第98号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は20ページから23ページまで、議案説明書は36ページから45ページまでとなります。まず、議案説明書により説明を申し上げますので、議案説明書の36ページを御覧ください。提案理由でありますけれども、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて特定任期付職員の給与を改正することと、任期付職員の初任給の決定、昇格、昇給等について常勤の職員との均衡を図るに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますけれども、第1条につきましては、国家公務員の給与の改定に準じて、特定任期付職員の給与の月額、期末手当を引き上げるものであること。また、任期付職員の初任給の決定等について常勤の職員と均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

第2条につきましては、期末手当について、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

37ページの参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書38ページ、39ページをお願いいたします。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、改正条例、第1条関係でございます。こちらの8条に載っています特定任期付職員の給料表、別表第1を別表として国家公務員の改定に準じて額を改めるものでございます。

現行の第9条につきましては、任期付職員の初任給の決定等について定めておりますけれども、

これを削除して、改正案の第10条におきまして、常勤職員の基準に準じたものとするに改めるものでございます。

また、現行の第10条につきましては、改正案第9条として特定任期付職員に対する本年12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の165から100分の175に改めるものであります。

続きまして、40ページ、41ページを御覧ください。先ほど説明をいたしましたけれども、中段の別表第1を別表として、国家公務員の改定に準じて特定任期付職員の給料月額を改めるものであります。

別表第2の任期付職員の給料表につきましては、常勤職員の基準に準じたものとすることから、削除するものであります。

次に、改正条例第2条関係でございます。第9条は、令和6年度以降の6月期、12月期の勤勉手当の支給割合を均等にするものであります。

続きまして、42ページから45ページまでは、今回の条例の一部改正に伴う引用条例の字句の修正等でございます。

続きまして、議案書によりご説明いたします。議案書20ページを御覧ください。こちらが制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、21ページを御覧ください。改正文でありますけれども、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてご説明をいたします。22ページを御覧ください。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行いたしたいというものであります。

第2項につきましては、第1条の規定の改正後の条例は、令和5年4月1日に遡って適用すること。改正された期末手当につきましては、令和5年12月1日から適用するというものであります。

第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、内払いとみなすというものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 文言のことでちょっと質問させていただきます。39ページの任期付短時間勤務職員という文言があるのですけれども、どんな短期職員の形になっているのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 任期付職員全体をちょっとご説明いたしますけれども、任期付職員につきましては、特定任期付職員と一般任期付職員と任期付職員と任期付短時間勤務職員というふうに分類されます。特定任期付職員につきましては弁護士さんとかでして、一般任期付職員につ

きましては、今いないのですけれども、学芸員さんとかになります。任期付職員につきましては、通常、職員が休んでしまったとか、仕事が忙しくなったので3年間雇うであるとか、そういうとき、通常の一般職員を雇うような任期付職員で、次の任期付短時間勤務職員というのは、それを短時間、職員が1日7時間45分勤務ですけれども、これを6時間勤務とか、そういうような短い勤務で雇えるような制度でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 任期付職員でも一般職員でも、金額についてはそんなに差別をつけないというように話し方がされたと思うのですけれども、そこら辺のところ、もう一度確認させてください。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 今回の改正につきまして、特定任期付職員につきましては、別表という形で、これは残ります。ただ、一般任期付とか、ただの任期付職員とか、短時間につきましては、職員と同じ、職員の行政職給料表に基づいて格付をするような、昇給も同じような形で均衡を取るという形でございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第103号 栃木市火災予防条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） ただいまご上程いただきました議案第103号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は39ページ、議案説明書は68ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の68ページをお開きください。提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1として、変電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めること。第11条関係。

2として、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めること。第11条の2関係。

3として、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めること。第13条関係。

4として、蓄電池設備の設置の届出に係る規定を改めること。第44条関係。

5として、固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離の基準を加えること。別表第3関係でございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、70ページから71ページを御覧ください。栃木市火災予防条例の一部改正となります。第11条関係は変電設備ですが、現行の上段にあります第11条第1項第3号の2、「キュービクル式のものにあつては」を改正案では「キュービクル式のものにあつては」を削ります。このキュービクル式の表記は限定的な名称のため、国の準則で削除されることによるものです。

次に、第11条の2関係、急速充電設備ですが、現行の第11条の2第1項第4号、「雨水等」の語句の前に、改正案では「その筐体は」が国の準則で追加されました。これは前条の内容と同じであり、キュービクル式は限定的な名称のため、筐体との語句の言い方に改正となり、追加されたものです。

次に、第13条関係、蓄電池設備ですが、現行の第13条第1項、屋内に設ける蓄電池設備を国の準則に合わせて、改正案では、蓄電池設備の単位の変更及び出火防止措置及び延焼防止措置が日本産業規格、J I Sで定められたもので、リチウムイオン蓄電池及びニッケル水素蓄電池について、安全性が確保された蓄電池が普及してきたことから、蓄電池設備の位置、構造及び管理が緩和されたことにより改められたことによるものです。ただし、自動車のバッテリーのような開放型鉛蓄電池を用いる場合は、従来どおりの規定とすることとされました。

次に、72ページ、73ページを御覧ください。現行の上段にあります第13条第3項、「屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない」を改正案では「キュービクル式のものとしなければならない」を削ります。これも前条でご説明した内容と同じであり、キュービクル式に限定して求めるべきではないため、基本的安全対策を目的とした規定であり、共通的に求められる措置として適正化を図るため、削除されました。

また、キュービクル式以外の金属の箱を筐体といいますが、その筐体に収納する場合、出火防止措置及び延焼防止措置が日本産業規格、JISで定められたもので、安全性が確保された蓄電池が普及してきたことから、位置、構造及び管理が国の準則で改められたことによるものです。安全が確保されていない筐体を設置する場合は、建築物から3メートル以上の距離を空けなければなりません。ただし、不燃材料で覆われた建築物や建築物の開口部の出入口や窓がないところに設置する場合は、この規定は除外されるというものです。

次に、現行の第13条第4項、「第2項並びにこの条第1項」を改正案では「第11条の2第1項第4号」に改められました。これは規定の準用について、先ほどの第13条第3項が改正されたことによる引用条項を改めることで、屋外に設ける場合に雨水等の浸入防止の措置を講ずることとして、引用条項の整理であります。

次に、第44条関係、蓄電池設備ですが、現行の第44条第1項第13号、「蓄電池設備」の語句の後に、改正案では「蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く」が、届出対象の範囲として加えるものです。

次に、74ページ、75ページを御覧ください。別表第3関係、厨房設備ですが、現行には厨房設備の固体燃料を使用する表記がありませんでしたが、改正案では「炭火焼き器」が国の準則により加わり、それに伴い離隔距離が追加されたことから、別表に加えるものです。離隔距離については、不燃以外、不燃で違いますが、炭火焼き器を設置する場所の周りの壁が不燃以外で造られているものは、炭火焼き器の上方100センチ、側方50センチ、前方50センチ、後方50センチの空間を設けなければならず、周りの壁が不燃で造られているものは、炭火焼き器の上方80センチ、側方30センチ、後方30センチに空間を設けなければなりません。この炭火焼き器については、飲食店等の厨房設備が該当となります。

次に、議案書によりご説明ご説明いたしますので、議案書の39ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、40ページから42ページまで改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、43ページ、附則についてご説明させていただきます。附則であります。1といたしまして、この条例は令和6年1月1日から施行とするものであります。

附則2から4までは関係する条例附則での定めの詳細、経過措置等を整理したものでございます。

以上で栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 議案説明書の73ページなのですが、第44条の中に、「その旨を消防長に届け出なければならない」という文言があります。ありますけれども、届けなかった場合の違反罰則等はいいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） 違反とか罰則等は一切ありません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○予防課長（田村秀彦君） そのとおりです。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第6、議案第104号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第104号 栃木県市町村総合事務組合同規約の変更につきましてご説明を申し上げます。

議案書は44、45ページ、議案説明書は76ページから79ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の76ページを御覧ください。提案理由であります、令和6年4月1日から、鹿沼市が栃木県市町村総合事務組合同規約第4条第3号に掲げる事務、同条第4号に掲げる事務及び同条第5号に掲げる事務の共同処理に加入することに伴い、同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、変更の概要であります、参照条文のうち、77ページの中段に記載しております栃木県市町村総合事務組合同規約抜粋を御覧ください。記載の第4条は、組合の共同処理する事務を定め、おまして、ただいま提案理由で申し上げました第4条第3号に定める事務が、地方自治法第204条第2項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、第4号に定める事務が、地方公務員災害補償法第7章の規定による議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務、第5号に定める事務が、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務であり、これらの事務の共同処理に鹿沼市が加わるというものでございます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、78、79ページを御覧ください。別表第2の改正となります、第4条第3号、第4条第4号及び第4条第5号に掲げる事務を共同処理する組織市町村等に、太字で記載しております鹿沼市を加えるものでございます。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の44ページを御覧ください。議案であります、地方自治法第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約を、45ページに記載しております改正文のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものというものでございます。

45ページを御覧ください。改正文となります、内容につきましては、ただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、一番下の附則を御覧ください。この規約は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第7、議案第105号 財産の貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 管財課の清水と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第105号 財産の貸付けについてご説明を申し上げます。

議案書は46ページ、議案説明書は80ページから81ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の80ページをお開き願います。議案第105号 財産の貸付けについてであります。提案理由でございますが、市庁舎の一部を商業施設として、株式会社東武宇都宮百貨店に貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の81ページを御覧ください。上段は、栃木市本庁舎の位置図になります。下段は、本庁舎1階部分の平面図で、貸付け範囲をお示ししたものでございます。位置図については、上側が北方向、その下の貸付け範囲図は、左側が北方向を示しております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の46ページをお開き

願います。財産の貸付けについてであります。市庁舎における商業施設として、次の財産を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。以下に貸付けの概要についてお示ししております。

1番、財産の表示について、種別については建物となります。名称は市庁舎1階の一部、所在は栃木市万町9番25号であります。

2番、貸付け面積につきましては、4,120.1平方メートルであります。

3番、貸付け期間につきましては、令和6年3月15日から令和11年3月14日までであります。

4番、貸付け金額につきましては、月額、平方メートル当たり314円であります。

5番、貸付けの相手方につきましては、宇都宮市宮園町5番4号、株式会社東武宇都宮百貨店、代表取締役社長、星佳成であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 議案書の46ページなのですが、財産の表示ということで建物、名称が市庁舎1階の一部で、貸付け面積が4,120.1平米ということなのですが、これでいくと、屋上の東武さんの看板というのはどういうことになっているのですか。答弁いただきます。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 屋上の広告塔につきましても、同じような形で貸付けをしている状況でございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうすると、今回の議案第105号の中には含まれていない。また別のことになるわけですか。ご答弁いただきます。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 失礼いたしました。別の形で契約する形になっております。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私なんかは一体で貸しているというふうな認識があったのですが、そうすると屋上部分の今看板が出ている部分の財産の貸付けに関しましては、また別の契約になっているわけなのですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（氏家 晃君） それは、期間とか値段、価格とか、そういったものとかは今お分かりになりますか。しっかりと契約を交わしていらっしゃるということでよろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） この庁舎の1階の一部と同様な価格等で貸付けをいたしております。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） その契約の更新というのはいつ頃来るのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 広告塔のほうは行政財産の使用料の貸付けという形で、使用料という形で、同じ金額をいただいているような形で使ってもらっているものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ということは、使用料をいただいている限りは、この貸付けの更新とか、そういうことは無いという理解でよろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 基本的には、庁舎の一部を貸し付ける期間が広告看板も同じような形になるかと思えます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） もう一度ご答弁いただきたいのですが、市役所の一部を貸している期間と同一というふうな理解でいいのですか。そうすると、同一の期間で、それは議決が必要ないという理解でよろしいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 行政財産の使用という形で貸付けというか、使用料をいただいて貸し付けているような状況になっております。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それに関しては、月額でいただいているのが1階部分なのですが、年額でいただいているとか、金額とか、そういった部分、ご答弁いただきたいと思えます。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 屋外広告の賃料につきましては、月額3万213円いただいております、1年間で36万2,556円の賃料としていただいております。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はないでしょうか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） ちょっと要望として言わせていただきます。

研究会であれだけやっていただいたわけですから、いろんな議員から出た意見、しっかりと受け止めていただき、今後5年後の検討にも含めていただきたいということと、あと、いい話ですが、アフターコロナにいろんなイベントも増えて、来客数といいますか、お越しになるお客様も

いっぱいいらっしゃる状況ですので、場所が栃木市役所の1階部分ということですので、これからもさらにまちづくりとかイベントの協力をお願いすることを要望させていただきますので、強くお伝えくださいませ。よろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

○委員長（小久保かおる君） ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時09分)

○委員長（小久保かおる君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第8、議案第108号 指定管理者の指定について（栃木市栃木第六地区コミュニティセンター）についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第108号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書は49ページ、議案説明書のほうは89ページでございます。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の89ページをお開きいただきたいと思います。本件の提案理由につきましては、栃木市栃木第六地区コミュニティセンターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいと思いますというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、続きまして、議案書にお戻りいただきまして、議案書49ページをお開きください。指定管理者の指定内容といたしまして、1の指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木第六地区コミュニティセンターであります。

2の指定管理に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者は会長の小林一成であります。

3の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、本件の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） 素朴な質問なのですが、社会福祉法人の関係と金額の授受というのは、借換えの金というのはあるのですか。契約という関係は。金の契約の関係。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） ただいまのご質問、ちょっと確認のほうさせていただきます。それは、今回の指定管理3年間に伴う管理委託料ということでよろしいのでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） ございます。それを申し上げます。今回の3年間、令和6年から令和8年度の3年間につきましては、今のところ予定されております契約、指定管理委託料は409万5,000円となっております。3年間でございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今、物価上昇の関係があるのですが、管理料の上限についてはいかがですか。上がっているのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） お答え申し上げます。

令和元年、平成31年という当時でしたが、平成31年、令和元年から令和5年までの5年間は、実は指定管理委託料といたしまして616万5,861円。これを1年間に換算いたしますと約123万3,000円、この5年間。今年度も含めます1年間に単純に5で割りますと123万3,000円。その後、令和6年から令和8年までの3年間に予定しております委託費につきまして、先ほど申し上げました409万5,000円ということになります。これを3で割りますと1年分が136万5,000円ということで、1年間当たり10万円を超える、十二、三万円程度の上昇ということで、これは人件費その他に伴う物価上昇分ということで契約を結ぶ予定でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員、よろしいですか。

○委員（福富善明君） はい、了解。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 改めてとなりますが、社会福祉協議会の業務の評価についてお伺いしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） 今回の指定管理申請に当たりまして、この5か年の指定管理を行っていただいたその評価、それから社会福祉協議会のご案内のとおり、この施設、タイアップしている施設といたしまして、長寿園、それから、そのべ児童館、そしてこの栃木第六地区コミュニティセンターということで、全体の評価、それから利用者のアンケートなどを勘案いたしまして、1次評価を本人の社会福祉協議会が行い、2次評価を我々担当課が行い、そして3次評価を、この指定管理に伴います審査委員会という外部の先生方にも入っていただいたもの、その3段階におきまして、優秀、良好な評価がなされたということ。また、先ほども少し申し上げましたアンケートの結果も非常に好ましい管理をいただいているということがございまして、今回の流れになったということで、優良管理ということでの3年間延長という運びになりました。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第108号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第89号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第9、議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和5年度栃木市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13億6,242万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ798億550万4,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表、繰越明許費によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正による。第2項は、債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は第5表、地方債補正による。第2項は、地方債の変更は第6表、地方債補正によるというものであります。

次に、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。2款1項大平総合支所庁舎管理につきましては、補正予算により対応する空調設備改修工事の年度内完了が見込めないため、繰り越すものであります。

次に、9ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正、追加であります。9ページ及び次の10ページに記載がありますが、所管関係部分は9ページの1項目めのふるさと応援寄附インターネットサイトシステム使用から、9項目めの西方総合支所等LED照明賃貸借までの9件であります。

まず、1項目め、ふるさと応援寄附インターネットサイトシステム使用につきましては、ふるさと納税のサイト使用契約を4月1日に自動更新を行う必要がありますので、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の2項目めのケーブルテレビ番組制作委託及び3項目めのコミュニティFM番組制作委託の2件につきましては、市広報番組等を4月1日から放送するため、本年度中に契約事務等を行う必要がありますので、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、4項目めの栃木第六地区コミュニティセンター管理運営委託、指定管理者制度につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の指定管理期間における市の支払う指定管理料について、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、5項目めの大平公民館清掃業務委託から8項目めの大平東地区公民館清掃業務委託までの4件につきましては、来年度の清掃業務を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務等を完了する必要がありますので、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、9項目めの西方総合支所等LED照明賃貸借につきましては、リース方式を用いてLED照明を導入するため、令和6年度から令和16年度までを期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、11ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正変更であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。1項目めの栃木市議会だより印刷から5項目めの広報とちぎ印刷まで、及び1つ飛びまして、7項目めの自家用電気工作物保守管理業務委託、消防本部、消防署につきましては、人件費や原材料費等高騰の影響から増額が必要となるため、限度額を変更させていただくものであります。

次に、12ページをお開きください。第5表、地方債補正追加であります。起債の目的欄の道路橋りょう災害復旧事業につきまして追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

次に、13ページを御覧ください。第6表、地方債補正変更であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。補正前の起債の目的欄、1項目めの斎場再整備事業から、一番下の文化会館施設整備事業までの計11件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

次に、少し飛びまして35ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。35ページが歳入、次の36ページ、37ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、38ページ、39ページをお開きください。

一番下の段の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額645万3,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫補助事業を実施するに当たり、地方負担分が追加配分の対象となるため、増額補正するものであります。

次の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、結婚新生活支援補助金の補助率変更のため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、44ページ、45ページをお開きください。1段飛びまして、18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額2億3,000万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、当該予算額を上回る寄附額が見込まれるため、増額補正するものであります。

1段飛びまして、19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額7億8,793万7,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、15目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額22万1,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター関係会計年度任用職員の職員手当等増加の財源として繰入金を増額補正するものであります。

次に、46ページ、47ページをお開きください。22目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額486万2,000円の増額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金繰入金につきましては、小平浪平氏の生家において蔵の屋根瓦が一部崩落し、さらなる崩落を防止するため、屋根全体を補修する財源として繰入金を増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして、22款1項市債であります。3目1節保健衛生債は、補正額2億7,070万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債（斎場再整備事業）につきましては、斎場再整備事業費の起債額が確定したため、充当起債額を補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、13ページにあります第6表、地方債補正変更における起債の目的欄の区分を表しております。

次に、4目1節農業債は、補正額1,670万円の増額であります。説明欄の緊急浚渫推進事業債（農業生産基盤整備事業）につきましては、市単独農業農村整備事業費の財源として起債額を補正するものであります。

次に、6目2節道路橋りょう債は、補正額540万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道

路新設改良事業)から、次の49ページの2項目めの緊急自然災害防止対策事業債(道路維持事業)までにつきましては、市道1-73号線交通安全施設整備事業費、藤岡学校通りほか8件の事業費に充当する市債であります。金額の増減理由といたしましては、充当事業費の増減、交付金の決定に伴う調整及び、より借入れ条件が有利な栃木県市町村振興資金貸付金への変更等によるものでありますので、各項目の詳細は省略させていただきます。

次に、3節河川債は、補正額1,180万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債(河川等整備事業)につきましては、雨水浸水対策事業費の財源として起債額を補正するものであります。

次に、4節都市計画債は、補正額2,910万円の増額であります。説明欄の1つ飛びまして2項目めの一般事業債(その他・レクスポ施設)(公園整備事業)につきましては、栃木市総合運動公園施設整備事業費ほか2事業に充当する市債であります。より有利な借入れ条件となるよう、その上の1つ目の栃木県市町村振興資金貸付金(公園整備事業)へ変更するため、起債額を変更するものであります。

次に、8目1節教育総務債は補正額2,530万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債(学校給食調理施設整備事業)につきましては、(仮称)栃木東地域学校給食センター整備事業費に充当する市債であります。他と同様に、より借入れ条件が有利となるよう、3項目めの旧合併特例事業債(学校給食調理施設整備事業)へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次の2項目めの一般事業債(その他・学校給食調理施設整備事業)につきましては、都賀学校給食センター空調設備更新事業費に充当する市債であります。他と同様に、より借入れ条件が有利となるよう、4項目めの栃木県市町村振興資金貸付金(学校給食調理施設整備事業)へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、2節小学校債は、補正額126万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債(小学校施設整備事業)につきましては、小学校給排水設備整備事業費に充当する市債であります。他と同様に、より借入れ条件が有利となるよう、次の栃木県市町村振興資金貸付金(小学校施設整備事業)へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、3節中学校債は、補正額380万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債(中学校施設整備事業)につきましては、中学校給排水設備整備事業費に充当する市債であります。他と同様に、より借入れ条件が有利となるよう、次の栃木県市町村振興資金貸付金(中学校施設整備事業)へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、4節社会教育債は、補正額420万円の増額であります。説明欄の一般事業債(その他・文教施設)(文化会館施設整備事業)につきましては、文化会館施設改修事業費に充当する市債であります。他と同様に、より借入れ条件が有利となるよう、次の栃木県市町村振興資金貸付金(文

化会館施設整備事業)へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、10目1節道路橋りょう災害復旧事業債は、補正額1,170万円の増額であります。説明欄の公共土木施設一般単独災害復旧事業債につきましては、県施行の災害復旧事業の負担金が確定したため、その財源として起債額を補正するものであります。

以上で、歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分について説明いたしますので、50ページ、51ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額336万7,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、人事院勧告による改定に伴い支給額が増額し、当初見込んでいた職員手当等に不足が生じるため補正するものであります。

なお、次の議員人件費、その次の会計年度任用職員人件費(議事課)及び次ページ以降の各科目における職員人件費、会計年度任用職員人件費につきましても、同様に人事院勧告による改定及び人事異動に伴い給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次に、52ページ、53ページをお開きください。1つ飛びまして、2款1項5目財産管理費は、補正額6万円の増額であります。説明欄の庁舎管理費につきましては、来庁者向けのコピー機が故障し、新しい機器を導入する必要があるため、使用料及び賃借料を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額1億2,639万7,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、当初予算額を上回る寄附額が見込まれ、寄附に係る返礼品等の支払いに不足が生じるため、報償費等を増額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額5,609万5,000円の増額であります。説明欄の大平総合支所庁舎管理費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため及び庁舎の空調設備の老朽化により改修する必要があるため、工事請負費等を増額補正するものであります。

次の藤岡総合支所庁舎管理費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため及び西側駐車場においてクビアカツヤカミキリによる倒木の危険性が生じ対応するため、光熱費等を増額補正するものであります。

次の岩舟総合支所庁舎管理費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額2,342万1,000円の増額であります。説明欄の定住促進支援事業費につきましては、まちなか定住促進住宅新築等補助金の申請件数が当初想定を上回っているため増額補正するもの及び結婚新生活支援補助金の補助率が変更となり、財源補正するものであります。

次のコミュニティセンター管理費(地域政策課)及びその次のコミュニティセンター管理費(藤岡地域づくり推進課)につきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、

光熱水費を増額補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド城管理費につきましては、予定しているエレベーター修繕における物価上昇の影響及び新たにドア開閉用モーターの交換等の必要が生じたため、維持補修費を増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額3,001万円の増額であります。説明欄の2項目めの大宮公民館管理運営費から、次の54ページ、55ページの2項目めの市民交流センター管理運営費まで、及び1つ飛びまして4項目めの大平公民館管理運営費につきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱費を増額補正するものであります。

次の大平地域公民館施設整備事業費につきましては、大平東地区公民館の外階段が腐食し崩落の危険性があり撤去するため及び雨漏り等の修繕を行うため、設計委託料を増額補正するものであります。

1つ飛びまして、次の藤岡公民館管理運営費につきましては、電気料等の高騰により不足が見込まれるため及び落雷により故障した空調設備を修繕するため、光熱費等を増額補正するものであります。

3つ飛びまして、次の岩舟公民館管理運営費につきましては、各施設において電気料等の高騰により不足が見込まれるため、光熱費を増額補正するものであります。

次に、14目体育費は、補正額812万1,000円の増額であります。説明欄の2項目めのスポーツ課一般経常事務費につきましては、課の統合による人数増により不足が見込まれるため、燃料費等を増額補正するものであります。

次のスポーツ大会出場者激励金等給付事業費につきましては、申請件数が当初想定を上回り、不足が見込まれるため、賞賜金等を増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額204万6,000円の増額であります。説明欄の藤岡総合体育館管理費及びその次の西方総合文化体育館管理費につきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱費を増額補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、92ページ、93ページをお開きください。9款1項1日常備消防費は、補正額5,339万1,000円の増額であります。説明欄の2項目めの栃木消防署管理運営費及びその次の分署管理運営費につきましては、燃料単価の高騰及び使用量の増加により不足が見込まれるため、燃料費を増額補正するものであります。

1段飛びまして、次に3目消防施設費は、補正額9万5,000円の増額であります。説明欄の高機能消防指令センター総合整備事業費につきましては、各装置のシステム動作確認を現地の製造工場で行う必要が生じたため、普通旅費を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 45ページ、ふるさと応援基金につきまして、好調だったとご説明ありましたが、項目的にどういったものが好調だったのか、お聞かせ願ってよろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 全体的に今年度、ふるさと納税寄附金につきましては堅調に伸びているという状況でございます。特にサントリーですか、主なものといましてはサントリーと、あと今年8月から始めさせていただきました日立家電、これが意外と伸びているという状況でございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに。

福富委員。

○委員（福富善明君） 49ページなのですけれども、例えば小学校の学校教育施設等整備事業債と栃木県市町村振興資金貸付金の違いについて説明していただきたいのですが。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 学校教育施設等整備事業の関係だと思いますが、この上の小学校、学校教育施設等整備事業債を、栃木県市町村振興資金貸付金のほうへ借りるものを換えるという形になります。これは県の資金になるのですけれども、メリットとしては、基本的には銀行等、上は銀行等から借りることになると思うのですけれども、それよりも低利で借りられること。それから、事業費に対する充当率が通常70%から90%程度なのですけれども、100%借りられるというような形でございますので、そういった形で有利なものと判断してやっております。

それから、デメリットとしては、銀行等の期間が20年借りられるものもあるのですけれども、県の資金としては15年までという形になりますので、そういった形になります。

こういった形で、市債の借入れとしては、交付税措置のあるものを優先して借りるようにしていただきますけれども、交付税措置のない市債から、こういった形で県の資金のほうは基本的には低利だということで、そちらのほうに振り替えるようにしています。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。

私は、定住促進支援事業費の中で、まちなか定住促進住宅新築等補助金。

○委員長（小久保かおる君） 何ページでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） すみません。53ページです。失礼しました。

今期、この補正で2,150万円ということで上げてありますけれども、これ前の資料を見ると、令和4年、昨年同時期で111件ということで記載があったのですが、今回、それが増えたということであると、前年対比でどのくらい新築者が増えているのか。その辺のところ、ちょっとお聞かせください。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） お答え申し上げます。

このまちなか定住促進住宅新築等補助金、最終的に令和4年度の全ての件数、固まったものといましては164件でございました。コロナの影響などもありまして、一旦、令和元年、2年の頃の400件、300件というものに比べますと、制度も若干違うのですが、大分減っていったところがございます。今年度当初、幾つかの補助がありますけれども、このまちなか定住に限定して言えば、おおむね約100件ほどの予算化をしていたところがございますが、昨年と同様150件程度の申請が見込まれるということで、約50件程度の増加の部分に対応する部分がこの金額ということで、今のところ想定されております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 56ページ、一般経常事務経費の中で、スポーツ大会出場者激励金等給付事業費と書いてありますけれども、コロナ禍もあって、なかなか全国大会に出場できない状況もあったと思うのですが、この金額が上がった要因というのはどういうふうなことについて考えられますか。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ課長。

○スポーツ課長（小林博己君） お答え申し上げます。

昨年は国体のほうがございましたので、その入賞者等々、また出場者等々の膨らみを見て、多めに予算化をさせていただいて、決算額もそのとおりになっています。今年はそれが見込まれない

ことによって多少下がるものということで、当初予算200万円で見込ませていただきました。ただ、今、議員ご指摘のとおり、コロナ禍が明けて大会のほうも順調に推移しておりまして、その中で出場される方と入賞される方が多くなったということで、昨年とほぼ同様な金額ということで補正のほうさせていただいています。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） すみません。今の関連なのですが、全国大会出場からですよ。1団体とか、1個人について幾らというところをお伺いしていいですか。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ課長。

○スポーツ課長（小林博己君） お答え申し上げます。

激励金が、全国大会で個人の場合1万円、団体の場合は上限5万円ほど、そして報奨金のほうは個人で2万円、団体のほうで上限10万円ということで、その上にアジア大会、世界大会ございまして、アジア大会の場合と世界大会は激励金だけになりますけれども、アジア大会で個人の場合2万円、団体のほうで10万円、世界大会になりますと個人で3万円、団体のほうで15万円という金額になっております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） すみません。もう一件。53ページで、渡良瀬遊水地のハートランド城の管理費ということで107万8,000円ということで計上されていますけれども、これ5次でも、やっぱり同じ補正があつて169万7,000円。5次、6次と続けてあるのですけれども、今回が、先ほどの説明の中でエレベーターのモーターの故障ということで、これはあらかじめ予見というか、そういったことは突発的に生じてしまったということで、予見し難いところという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 海老沼渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（海老沼博行君） お答えいたします。

今回発覚したのが、エレベーターの開閉のモーターでありまして、こちらについては毎月定期点検を行っている中で発見されたものであり、突発的なものとなります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） ちょっと戻ります。9ページ、お願いします。債務負担行為の補正なのですが、上から2番目と3番目です。ケーブルテレビの番組制作委託とコミュニティFMの番組制作委託ということで、ご説明の中では、市の広報番組、4月から放映するのだよということで、大変いいことだなと私は思っているのですけれども、改めて内容と頻度、例えば週一やるのか、月に1回やるのかというのが分かったら教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊広報課長。

○広報課長（渡邊浩志君） お答え申し上げます。

本件につきましては、今回新規というわけではなくて、改めて債務負担行為を設定させていただいたものでございます。内容といたしましては、ケーブルテレビの番組制作のほうにつきましては、職員が現地で録画をしまして、それをテレビのほうでコミュニティチャンネルで流させていただく、この「Report Tochigi（りぽーととちぎ）」というのが1日に3回、同じく静止画になりますが、文字生活情報の放送が1日3回となっております。

コミュニティFMの番組制作費についてでございますが、こちらは「とち介のハッピータウン」ということで、毎週月曜日から金曜日の11時から11時55分、やっております。これが年間で247回。そのほかに番組のCM、一般企業でいうCMですから、市役所でいくと、例えば熱中症の案内とか、そういうものになります。これが40秒になりますが、1日6回で、もう一つがイベントの告知など、パーソナリティーの方が番組内で2分程度でお知らせさせていただくというのがインフォーマーシャルというものでございますが、これを1日4回、朝のほうで2回、夕方2回という、番組内でお知らせいただいているような形になります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 8ページ、総務費、総務管理費で大平総合支所庁舎管理なのですけれども、空調関係のものが繰越明許費ということになっているのですけれども、その要因というのはどんなものが考えられたのですか。

○委員長（小久保かおる君） 小島大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（小島 清君） お答え申し上げます。

今回、歳出のほうでエアコンの改修のほう出させていただいているのですけれども、今後、予算が通りましたら入札等行いまして工事をするわけなのですけれども、その工事のほうは3月までには完了しないということで、前払い金で4割程度、工事費のほう払いまして、残りの6割というものを繰り越したいということで、繰越明許費のほうに出させていただいています。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） すみません。繰越明許費、分かりました。その状況についてはどんなような状況があったので、繰越明許費になったのだから、要因を教えてくださいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 小島大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（小島 清君） 大平の空調機につきまして、冷房用のエアコンのほうは30年以上、暖房用のボイラーのほうは13年以上という形で、老朽化しているということで、壊れた場合、工事するような、もう交換する部品がないということで、今回、入替えということで工事費を出させていただいたのですけれども、来年度の夏までに工事を完了するというので、今回補正に出させていただきましてけれども、3月までには工事は完了しないということで繰越明許のほうにさせていただいております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今の確認させていただきますと、3月の年度末までには工事が終わらないという状況で、工事が延長になるということですよ。

○委員長（小久保かおる君） 小島大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（小島 清君） はい、そのとおりになります。

◎発言の訂正

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） すみません。先ほど私が申し上げました補正予算書の説明の中で、49ページの市債、教育債、8目2節の小学校債のところ、補正額を126万円と申し上げてしまいましたが、1,260万円の誤りでありますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊広報課長。

○広報課長（渡邊浩志君） 申し訳ございません。先ほどのお答えについて訂正をさせていただきたいと存じます。

ケーブルテレビの生活文字情報ですが、先ほど3回と申し上げましたが、1日8回でございます。申し訳ございません。訂正をよろしく願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任お願いいたします。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 零時10分）